

災害防止対策

家や畑の周りの 側溝・道路沿いの樹木の 確認をお願いします

6月を迎え、いよいよ本格的な梅雨の時期となりました。皆さんの家や畑の周りの側溝は詰まっていますか？
道路に物が置いてあったり、側溝が詰まっていると、雨の多いこの季節、おもわぬ災害に発展するおそれがあります。

まずは点検・清掃を

まとまった雨が降るこの季節、側溝から雨水があふれ道路に流れている…。

こんな事が起こる前に、まずは身の周りの道路を点検し、側溝などの状況を確認することが大切です。

村でも、道路状況などを確認し、清掃を行っています。全ての道路・側溝を清掃する事はできません。

まずはご自分の家や畑などに接する道路や側溝の清掃をお願いします。

もし、個人で手に負えない場合には、各区の区長さん・班長さん等に相談し、地域での対応をお願いします。

畑の作り出しは やめましょう

畑の側溝が詰まっていると、雨水の逃げ道がなくなり、畑の土砂が流されるなどの災害が起きやすくなるため、普段からの清掃がかかせません。

特に注意が必要なのは、赤城西麓土地改良事業で整備された道路です。

この道路のほとんどは水路

を兼ねています。水路兼側溝

やアスファルトの上まで耕作

している箇所が見受けられますが、道路に畑の土砂が出ていると、雨水などと混じり、下流

の側溝に流れ込んで詰まりの原因となり、他の耕作者や道路利用者にも迷惑がかかってしまうおそれがあります。

そうなる前に、道路や側溝の状況を確認し、畑から出た土砂などは、きちんと片づけるようにしましょう。

廃マルチは 片づけてください

側溝を詰まらせるのは土砂だけではなく、畑や道路脇に置かれたゴミが側溝に流れ込んで詰まりの原因になることがよくあります。

特に注意が必要なのが、道路脇やガードレールに置かれた、廃マルチなどです。

集中的な雨が降り、これらが道路や側溝に流れ込むと、思わぬ災害を引き起こしたり、災害を大きくしてしまうおそれがあります。

廃マルチはJAなどで行う回収により適正に処理し、道路脇やガードレールに置かない

ようご協力をお願いします。

道路に張り出している 樹木も危険です

宅地内や山林等から道路へ張りだしている樹木は、枝の落下や倒木の危険性が高くなっています。これらが側溝をふさいでしまい、詰まりの原因になることもあります。

また、道路に張り出している樹木は歩行者や通行車両の事故につながるおそれもあります。樹木の所有者に責任を問われる場合もありますので、枝払いや伐採等を行い適切な措置を講じてください。

皆さんの協力が不可欠

道路は私たちの生活や安全を守る大切な施設です。

梅雨時期や集中豪雨が発生する夏季は特に村内全域の道路・側溝を確認する必要がありますので、皆さん一人ひとりの協力をいただくことが不可欠となります。

災害が起こってしまう前に、周りの道路の状況を確認し、側溝の清掃や道路沿いに物を置かないなど、ご協力をお願いします。

児童手当の「現況届」は6月中に！

今年の5月まで児童手当を受給していた方には、「現況届」を提出していただく必要があります。

現況届は、6月1日の状況を把握し、児童手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。この届出がないと6月以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。受給中の方には通知をお送りしておりますので、必ずご提出ください。

■必要な書類

- ①平成29年度児童手当・特例給付現況届（郵送します）
 - ②受給者が厚生年金等加入の場合には年金加入証明書または受給者の健康保険被保険者証の写し
 - ③平成29年1月1日に昭和村に住所がなかった方は、前住所地で発行する平成29年度児童手当用所得証明書（受給者および配偶者のもの）
- ※この他にも、必要に応じて提出していただく書類があります。

■提出期限

平成29年6月30日(金)

■申請窓口

保健福祉課福祉係 ☎0278-24-5111（内線130）

◎所得制限限度額◎

平成24年6月分の手当から、所得制限が導入されています。

以下の所得制限額を超える方については、特例給付として児童1人につき月額5,000円が支給されます。

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

手当の額

	児童の年齢区分	1人あたり月額
所得制限限度額内	3歳未満	一律 15,000円
	3歳以上小学校修了前	第1子・第2子 10,000円
	3歳以上小学校修了前	第3子以降 15,000円
	中学生	一律 10,000円
所得制限限度額以上	0歳から中学生	一律 5,000円

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。